

2021年8月19日

2021年（令和3年）8月11日からの大雨による災害救助法適用地域において
被害を受けられたご契約者の皆さまへの特別措置適用について

2021年（令和3年）8月11日からの大雨により、被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

事故受付窓口	0120-826-566（平日：午前9時～午後5時30分） 03-5962-9520（平日：午前9時～午後5時30分）
--------	--

なお、2021年（令和3年）8月の大雨により被害を受けた地域に災害救助法が適用されました。弊社では、当該地域でご契約いただいているご契約者のみなさまを対象に、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望の皆さまは、弊社代理店または末尾の弊社担当窓口までご連絡ください。

1. 契約の継続手続き

災害救助法の適用日から、6か月後の2022年（令和4年）2月末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法が適用された日から6か月後の2022年（令和4年）2月末日までにご継続手続きをいただければ、契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料払込の猶予

災害救助法の適用日から、6か月後の2022年（令和4年）2月末日までにお支払いいただくべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から6か月後の2022年（令和4年）月末日まで、その払い込みを延期することができます。

災害救助法適用地域（2021年8月18日17時公表）

適用市町村		適用日
長野県	岡谷市（おかやし） 諏訪市（すわし） 上伊那郡辰野町（かみいなぐんたつのまち） 木曾郡上松町（きそぐんあげまつまち） 木曾郡王滝村（きそぐんおうたきむら）	8月15日

	木曾郡木曾町 (きそぐんきそまち)	
島根県	江津市 (ごうつし)	8月12日
	邑智郡川本町 (おおちぐんかわもとまち) 邑智郡美郷町 (おおちぐんみさとちょう)	8月13日
広島県	広島市 (全区) (ひろしまし) 三次市 (みよしし) 安芸高田市 (あきたかたし) 山県郡北広島町 (やまがたぐんきたひろしまちょう)	8月12日
福岡県	久留米市 (くるめし) 八女市 (やめし) みやま市 (みやまし)	8月12日
佐賀県	武雄市 (たけおし) 嬉野市 (うれしのし) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう)	8月12日
長崎県	雲仙市 (うんぜんし) 南島原市 (みなみしまばらし)	8月12日

<本件に関するお問い合わせ先>

日本支社 03-5962-9500 (代) (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19 階
大阪事務所 06-6245-5447 (平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分)	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 3-11-18 郵政福祉心齋橋ビル 7F

以上